

# 都市計画変更素案のあらまし

国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線（立川東大和線）  
（国立市谷保～富士見台四丁目）

国立都市計画道路3・4・5号立川青梅線（新奥多摩街道）  
（国立市富士見台四丁目～青柳一丁目）



# 1 計画のあらまし

立川東大和線は、日野バイパス（国立市）から、立川市を經由して、青梅街道（東大和市）に至る、多摩地域における南北方向の主要5路線の一つです。

新奥多摩街道は、東八道路（府中市）から、国立市、立川市、昭島市、福生市及び羽村市を經由して、青梅街道（青梅市）に至る、多摩地域における東西方向の主要4路線の一つです。

立川東大和線と新奥多摩街道は、多摩地域の骨格を形成する重要な都市計画道路であるとともに、多摩地域の広域防災拠点である立川広域防災基地へのアクセスルートの一部となっていますが、未整備区間が残っています。

これらの未整備区間のうち、それぞれ東日本旅客鉄道南武線（以下、「JR南武線」といいます。）と交差する付近の区間である、国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線の国立市谷保から富士見台四丁目までの約0.5kmと、国立都市計画道路3・4・5号立川青梅線の国立市富士見台四丁目から青柳一丁目までの約0.6kmについて、JR南武線の連続立体交差化計画にあわせて事業を行うにあたり、その都市計画変更素案を取りまとめました。

## 【立川東大和線及び新奥多摩街道の整備の目的】

- 多摩地域における人やモノの動きの円滑化や都市間の連携強化
- 災害時の緊急輸送網や安全な避難経路の確保などによる防災性の向上
- 生活道路からの交通転換による利便性・安全性の向上
- 周辺道路における渋滞の緩和
- 安全で快適な都市空間の創出

## ■ 都市計画変更素案の概要

### < 国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線（立川東大和線） >

- JR南武線の連続立体交差化計画にあわせて、JR南武線との交差部付近を立体構造から平面構造に変更します。これに伴い、交差部付近の区間の計画幅員を28m～33.7mに変更します。
- 往復4車線の車道部とその両側に歩行者や自転車の通行空間などを確保するため、標準幅員を28mにします。
- 国立市泉三丁目（日野バイパス）から富士見台四丁目（国立3・4・5号線）までの区間（約1.4km）において、車線の本数を4車線に定めます。

### < 国立都市計画道路3・4・5号立川青梅線（新奥多摩街道） >

- JR南武線の連続立体交差化計画にあわせて、JR南武線との交差部付近を立体構造から平面構造に変更します。これに伴い、交差部付近の区間の計画幅員を20m～33.7mに変更します。
- 国立市富士見台一丁目（府中市との市境）から青柳三丁目（立川市との市境）までの全区間（約3.0km）において、車線の本数を2車線に定めます。

都市計画道路名称		国立都市計画道路 3・3・15号中新田立川線	国立都市計画道路 3・4・5号立川青梅線
変更延長		約1.4km	約3.0km
変更区間	幅員の変更	国立市谷保～富士見台四丁目	国立市富士見台四丁目～青柳一丁目
	車線の本数の決定	国立市泉三丁目～富士見台四丁目	国立市富士見台一丁目～青柳三丁目
幅員の変更		20.7m～33.7m⇒28m～33.7m	20m～33.7m⇒20m～33.7m
車線の本数の決定		4車線	2車線

## ■ 位置図

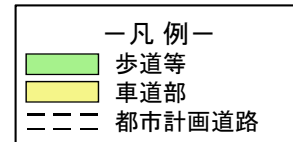




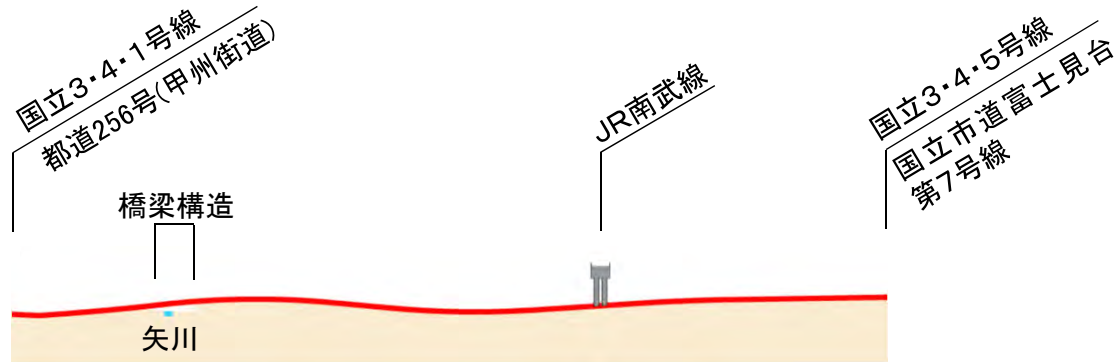
## 2 道路構造の概要 (イメージ図)

### (1) 国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線 (立川東大和線)

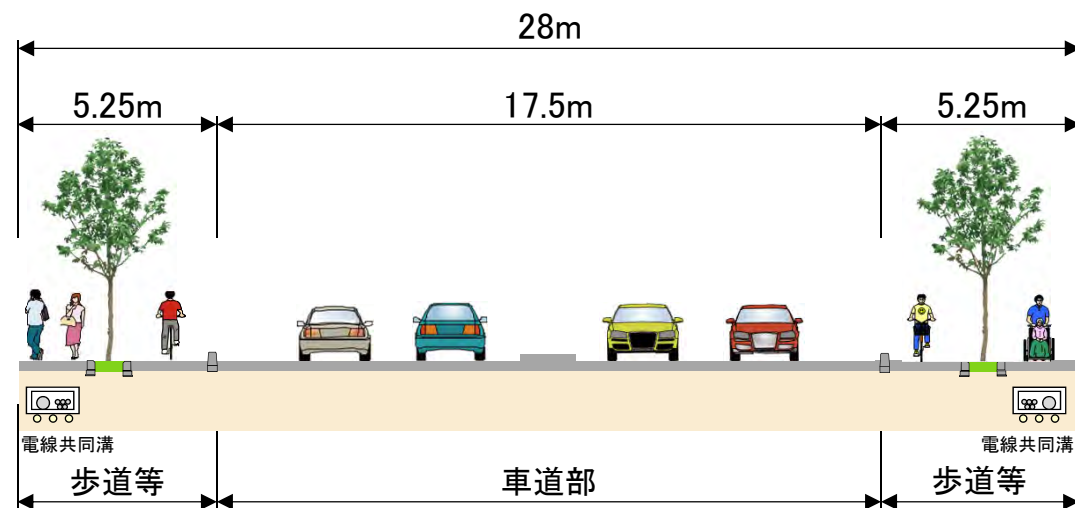
#### ■ 平面図



#### ■ 縦断面図



#### ■ 横断面図



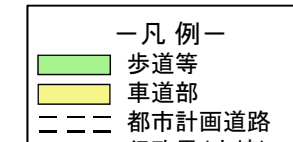
※幅員構成や整備形態は、今後、関係機関との調整により、変更となる場合があります。

### (2) 国立都市計画道路3・4・5号立川青梅線 (新奥多摩街道)

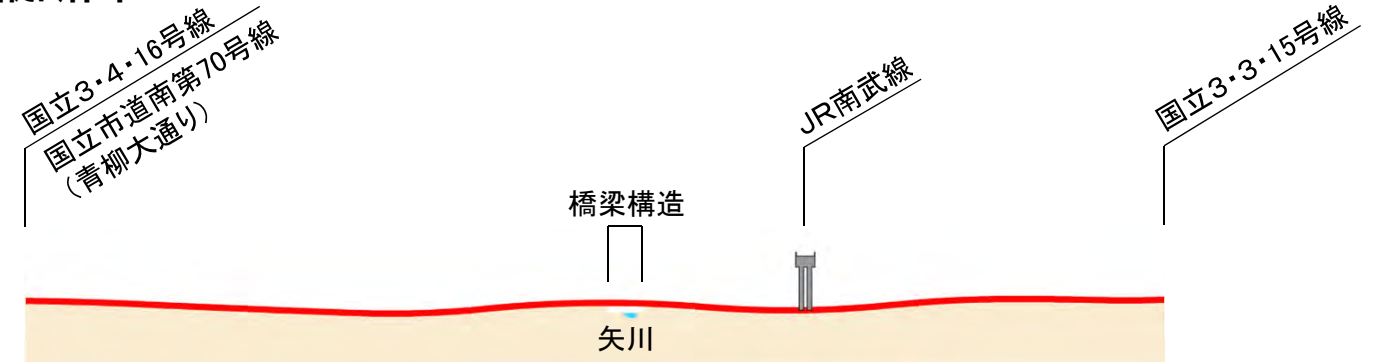
#### ■ 平面図



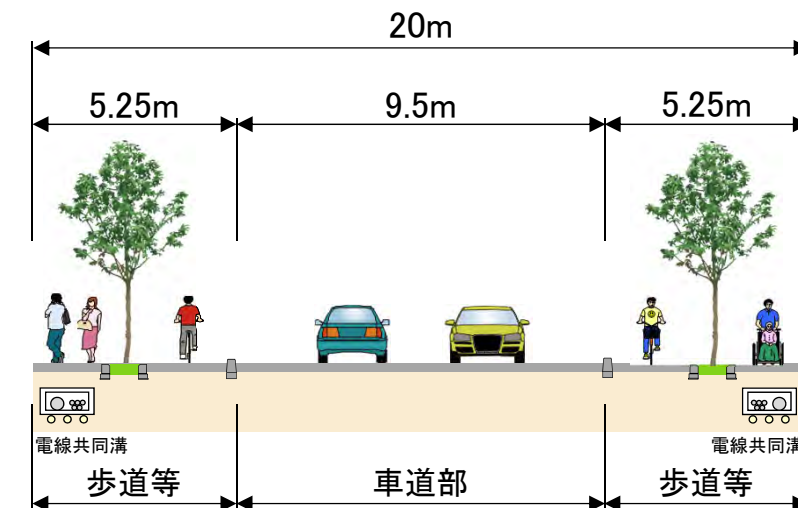
※本路線は、2車線で整備予定のため、環境影響評価条例の対象となりません。しかし、矢川との交差点において事業が矢川の環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価し、必要な措置を実施します。



#### ■ 縦断面図



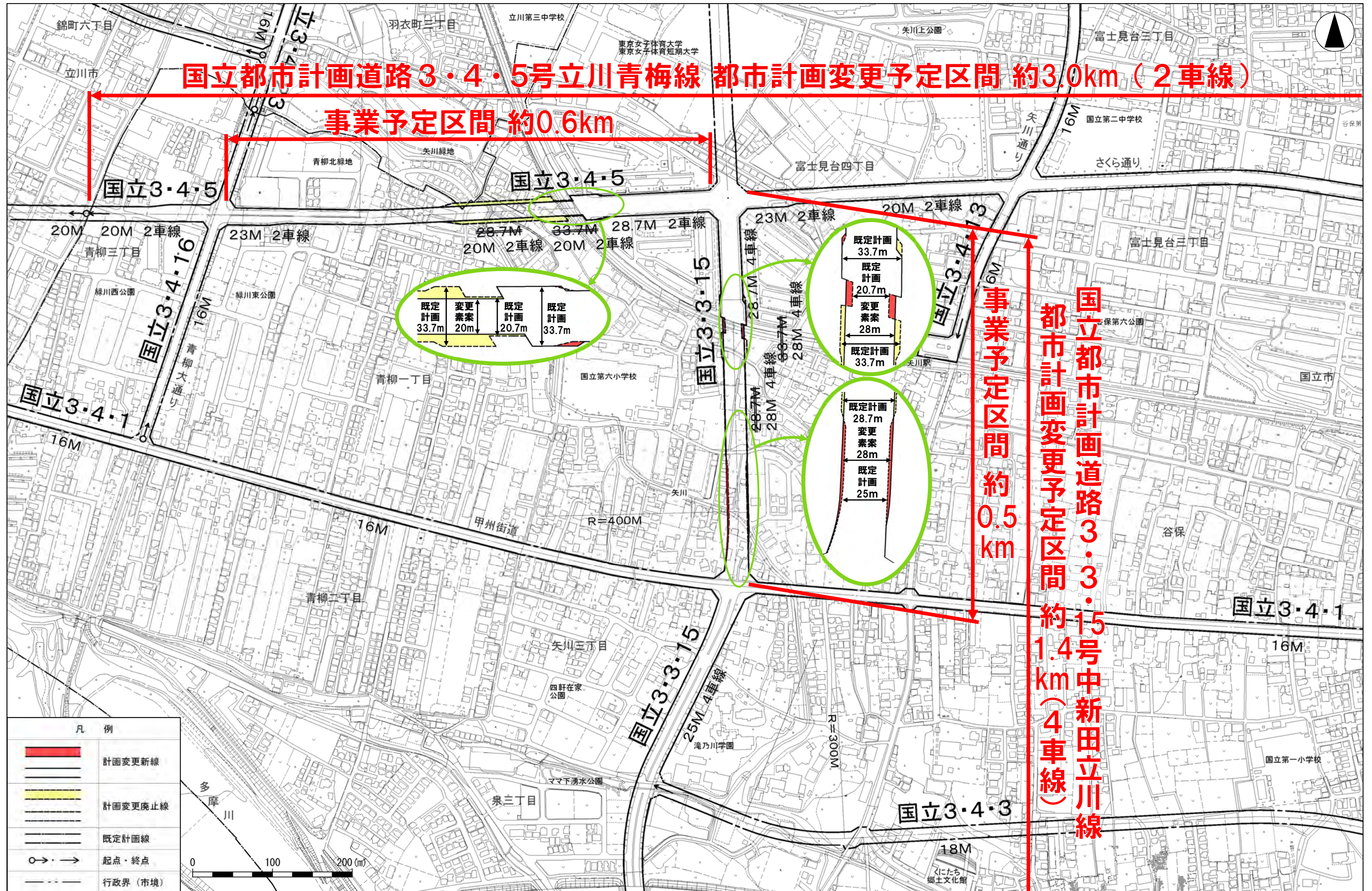
#### ■ 横断面図



※幅員構成や整備形態は、今後、関係機関との調整により、変更となる場合があります。



### 3 都市計画変更素案の概要図



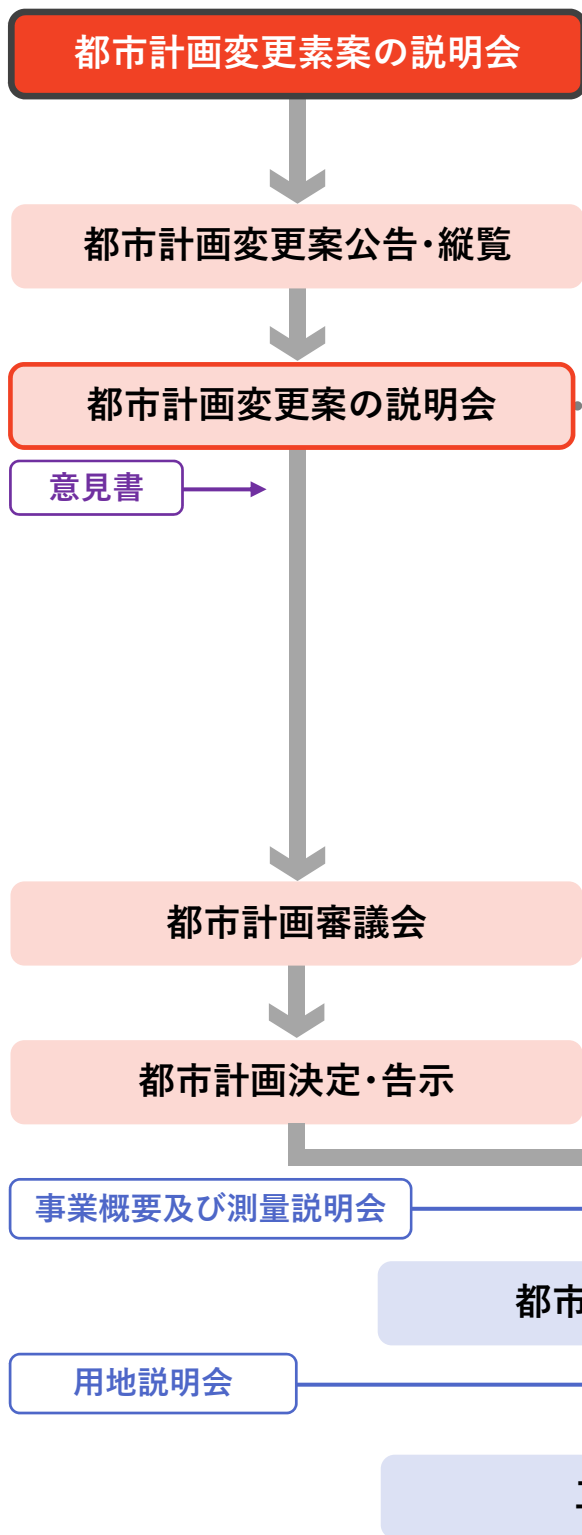
※この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(5都市基交第634号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

※(承認番号)5都市基街都第29号、令和5年4月25日

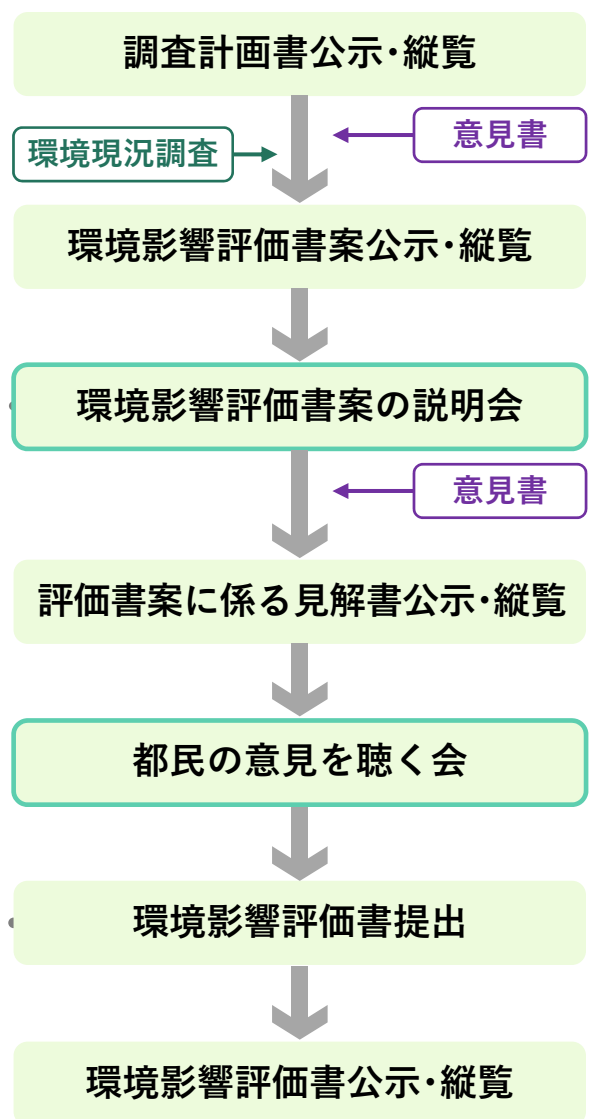
※この図面は、平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。



## 都市計画の流れ



## 環境影響評価の流れ※



同時開催

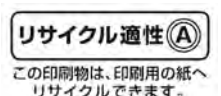
送付

※環境影響評価条例対象路線の  
手続の流れです。

### ■ お問い合わせ先

(都市計画に関すること) 東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎11階南側 TEL 03(5388)3293

(事業に関すること) 東京都 建設局 道路建設部 計画課  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎 7 階北側 TEL 03(5320)5318



登録番号 (5) 31  
令和5年9月発行